別表六の二（三十一）　記載要領

1　この表は、連結法人が震災特例法第25条の３第１項（連結法人が特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）、第25条の３の２第１項（連結法人が企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は第25条の３の３第１項（連結法人が避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「同上のうち特定給与等の額　(4)」の欄は、「同上のうち損金の額に算入される金額　(3)」の金額のうち平成31年４月１日から令和３年３月31日までの間に所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号。以下この号及び次号において「令和３年改正法」という。）附則第110条第２項（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の指定を受けた連結法人が当該指定をした同項に規定する旧認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した同項の旧認定を受けた同項の旧復興推進計画に定められた同項に規定する旧復興産業集積区域（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第46号）第２条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第２条第３項第２号イ（定義）に規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する令和３年改正法附則第110条第２項に規定する旧産業集積事業所に勤務する同項に規定する旧被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等の額を記載すること。

3　「法人税額の特別控除額の個別帰属額　$\left((30)\times\frac{(3)}{(16)}\right)$ 又は $\left((30)\times\frac{(5)}{(18)}\right)$　(6)　」の欄は、震災特例法第25条の３第１項の規定の適用を受ける場合（当該連結法人又は当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人のいずれかが、令和３年改正法附則第110条第２項の規定によりみなして適用する震災特例法第25条の３第１項の規定の適用を受ける場合（以下この号及び第５号において「みなし適用の場合」という。）を除く。）又は震災特例法第25条の３の３第１項の規定の適用を受ける場合には「又は $\left((30)\times\frac{(5)}{(18)}\right)$」を消し、みなし適用の場合には「$\left((30)\times\frac{(3)}{(16)}\right)$ 又は」を消すこと。

4　「個別税額控除相当額　$(10)\times\frac{10、15又は20}{100}$　(11)　」の欄は、震災特例法第25条の３の２第１項（同項の表の第１号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には「10、15又は」を消し、同項（同表の第２号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には「、15又は20」を消し、同項（同表の第３号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には「10、」及び「又は20」を消すこと。

5　「税額控除限度額　$\left((16)\times\frac{10又は20}{100}\right)$、$\left(((16)-(17))\times\frac{10}{100}+(17)\times\frac{7}{100}\right)$ 又は $\left((20)\times\frac{20}{100}+(22)\times\frac{10}{100}+(24)\times\frac{15}{100}\right)$　(26)　」の欄は、震災特例法第25条の３第１項の規定の適用を受ける場合（みなし適用の場合を除く。）には「又は20」及び「、$\left(((16)-(17))\times\frac{10}{100}+(17)\times\frac{7}{100}\right)$ 又は $\left((20)\times\frac{20}{100}+(22)\times\frac{10}{100}+(24)\times\frac{15}{100}\right)$」を消し、みなし適用の場合には「$\left((16)\times\frac{10又は20}{100}\right)$、」及び「又は $\left((20)\times\frac{20}{100}+(22)\times\frac{10}{100}+(24)\times\frac{15}{100}\right)$」を消し、震災特例法第25条の３の２第１項の規定の適用を受ける場合には「$\left((16)\times\frac{10又は20}{100}\right)$、$\left(((16)-(17))\times\frac{10}{100}+(17)\times\frac{7}{100}\right)$ 又は」を消し、震災特例法第25条の３の３第１項の規定の適用を受ける場合には「10又は」及び「、$\left(((16)-(17))\times\frac{10}{100}+(17)\times\frac{7}{100}\right)$ 又は $\left((20)\times\frac{20}{100}+(22)\times\frac{10}{100}+(24)\times\frac{15}{100}\right)$」を消すこと。

別表六の二（三十一）の表中「復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」や「特定復興産業集積区域若しくは復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」に「取得価額の合計額（別表六の二（二十六）付表「10」の合計）」や「取得価額の合計額（別表六の二（三十）付表「10」の合計）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二（三）「７の㉖」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二（三）「７の㉚」）」に、「・・（別表六の二（三）」を「・・（別表六の二（三）」に、「・・（別表六の二（三）」を「・・（別表六の二（三）」に、「・・（別表六の二（三）」を「・・（別表六の二（三）」に改める。